

## 届出事前チェックリスト①【大気汚染防止法 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

## ■表紙(特定粉じん排出等作業実施届出書の鑑)

項目	NO.	審査事項	チェック欄
全般	1	正本及びその写しの計2部が提出されているか。	☐
宛名	2	豊中市長となっているか。	☐
届出者	3	発注者又は自主施工者が届出者となっているか。	☐
	4	作業の届出者(鑑右上の届出者欄)は代表者か。代表者以外の場合、委任状があるか。	☐
	5	連絡先(電話番号含む)が明記されているか。	☐
届出対象特定工事の場所	6	工事名称・場所が記入されているか。	☐
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者	7	(代表者)氏名・住所が記入されているか。	☐
特定粉じん排出等作業の種類	8	作業の種類に○印が示されているか。	☐
	9	改造・補修する場合には件数が記載されているか。	☐
特定粉じん排出等作業の実施の期間	10	作業開始の日(工事全体のうち、石綿含有建材の除去等に係る一連の作業開始日。具体的には、石綿の除去等作業に先立ち、足場の設置、作業区画の隔離、集じん・排気装置など設置等の飛散防止のための一連の作業を開始する日を指す。)の14日前までに届出されているか。	☐
特定建築材料の種類	11	材料の種類に○印が示されているか。	☐
特定建築材料の使用箇所	12	記載されているか。	☐
特定建築材料の使用面積	13	記載されているか。	☐
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先	14	現場責任者の氏名及び連絡場所が記入されているか。	☐
下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	15	現場責任者の氏名及び連絡場所が記入されているか。	☐

## ■別紙(特定粉じん排出等作業の方法)

項目	NO.	審査事項	チェック欄	
全般	16	工区ごとに別紙があるか。	☐	
特定建築材料の種類及び使用面積	17	種類ごとに使用面積が記入されているか。	☐	
特定粉じん排出等作業の実施期間	18	石綿含有建材を除去する(触れている)期間が記載されているか	☐	
特定粉じん排出等作業における措置	19	措置方法に○印が示されているか。	☐	
	20	その他の場合、措置は適切か。	☐	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	21	その理由は妥当か	☐	
排気装置 集じん	種類・形式・設置数	22	記載されているか。	☐
	排気能力(m <sup>3</sup> /min)	23	1時間当たりの換気回数が4回以上あるか。	☐
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	24	JISZ8122のHEPAフィルタ(0.3μmの粒子の捕集効率99.97%以上)となっているか。	☐
使用する資材及びその種類	25	除去工具、集じん機、薬剤等除去に必要なものが揃っているか。	☐	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	26	特に、作業基準として明記されているもの以外の方法をとる場合には、それが飛散防止対策として適当であるか。	☐	
の排出 処理水	措置の内容	27	処理装置の能力や効率等、又は水の排出がないことの記載があるか。	☐
	処理装置の設置場所	28	適切な場所に設置されているか(添付書類で確認できるか)。	☐
掲 示 板	掲示板設置予定日	29	作業実施期間より前か。	☐
	設置場所	30	見取り図のとおり等の記載があるか。	☐

※届出後、本チェックリストに記載している内容以外の追加資料や修正を依頼することがあります。

## 届出事前チェックリスト②【大気汚染防止法 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

## ■事前調査書面

項目	NO.	審査事項	チェック欄
全般	1	元請けによる事前調査が実施されており、事前調査書面を作成しているか。(発注者が事前調査を行った上で、元請け業者へ発注した場合でも元請けに責務が発生します。)	<input type="checkbox"/>
	2	発注者に対し事前調査書面を交付して説明を行ったか。※府HP様式においては鑑の下欄	<input type="checkbox"/>
事前調査書面の鑑	3	発注者、受注者、作成年月日が整っているか。	<input type="checkbox"/>
	4	届出鑑の工事場所、名称と相違ないか。	<input type="checkbox"/>
	5	届出と事前調査の石綿使用面積に整合性はあるか。	<input type="checkbox"/>
別紙1 特定粉じん排作業等概要	6	届出書別紙に記載する内容の書面があるか。	<input type="checkbox"/>
別紙2 大気中の石綿濃度の測定計画	7	特定建築材料が50㎡以上使用されている作業区画がある場合、測定計画の届出に必要な内容の書面があるか。	<input type="checkbox"/>
事前調査書面の内容	8	階ごと、部屋ごとに作成しているか。	<input type="checkbox"/>
	9	部屋の部位ごとに天井、壁、床、配管など記載しているか。	<input type="checkbox"/>
	10	解体・改造・補修を行う建築物の造りは記載しているか。(S造、RC造、木造等。S造の場合は梁や柱に吹付物がある可能性が高い。)	<input type="checkbox"/>
	11	梁、スラブ裏側、柱、壁(内装材の裏側の空間)の吹付物の確認を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	12	煙突(煙道)の調査漏れはないか。	<input type="checkbox"/>
	13	内壁等に石膏ボード(プasterボード)の調査漏れはないか。	<input type="checkbox"/>
	14	外壁等の仕上げ塗材の調査漏れはないか。	<input type="checkbox"/>
	15	石綿含有なしと判断している場合、その根拠は適切か。	<input type="checkbox"/>
	16	分析を実施している場合、分析結果が添付されているか。 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	17	分析用の検体採取について、同一建材ごとに3カ所以上から採取しているか。 (参考)建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境省) <a href="https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html">https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html</a> (参考)石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(厚生労働省) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukujun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukujun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index_00001.html</a>	<input type="checkbox"/>
別紙3 事前調査結果の詳細票			

## 届出事前チェックリスト③【大気汚染防止法 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

## ■大気中の石綿の濃度の測定計画関係(必要な場合のみ)

(法届出対象のうち、石綿含有建材の使用面積が合計50m<sup>2</sup>以上(レベル2建材の掻き落とし等以外の方法での除去作業は除く))

項目	NO.	審査事項	チェック欄
全般	1	測定計画が必要か(吹付け石綿、石綿含有保温材、耐火耐覆材、断熱材の使用が合計50m <sup>2</sup> 以上)。	二
	2	正本及びその写しの計2部が提出されているか。	
届出書の鑑	3	宛名、届出者、届出年月日が整っているか。	二
測定実施予定日	4	作業開始前は作業実施期間より前か。また、工程表と一致しているか。	
	5	作業期間中は実作業日数(石綿含有建材の除去、囲い込み及び封じ込めを行う日数)が6日を超える場合は6日ごとに1回になっているか。また、工程表と一致しているか。	二
	6	作業完了後は作業実施期間の後か。	二
	7	特定粉じん排出等作業の場所が示されているか。	二
測定地点数及び測定の場所	8	作業開始前は1地点以上か(原則、集じん・排気装置の排気口に近い場所)。	二
	9	作業期間中は4地点以上か(適切な場所か添付書類で確認できるか)。	二
	10	作業完了後は1地点以上か(作業中の測定結果が最も高かった場所)。	二

## ■添付書類

項目	NO.	審査事項	チェック欄
測定計画	11	測定方法等がわかるものか。	二
測定場所を示す見取図	12	測定の場所が4地点以上示されているか。	

## 届出事前チェックリスト④-1【大気汚染防止法 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

## ■【隔離養生による除去の場合】 添付書類

項目	NO.	審査事項	チェック欄
付近の見取り図	1	最寄りの交差点や駅等からの道筋がわかるものか。	☐
	2	掲示板の設置場所が示されているか。	☐
	3	掲示板の設置場所は公衆の見やすい場所か。	☐
排出等作業の対象建築物等の部分の見取り図	4	添付されているか。主要寸法、石綿使用建築材料の使用箇所が記入されているか。	☐
作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取り図	5	添付されているか。主要寸法、隔離された作業場の容積(m <sup>3</sup> )、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置は適切か。	☐
石綿使用面積の計算書	6	計算の根拠が添付されているか。	☐
解体等作業計画	7	作業基準の内容が記載されているか。	☐
	8	作業計画、作業記録を作成することとしているか。	☐
	9	作業中の確認及び作業後の確認をすることになっているか。	☐
	10	除去後の確認を行う者における資格の記載があるかどうか。	☐
工程表	11	添付されているか。届出鑑、別紙の期間と相違ないか。	☐
組織図	12	各業者の関与関係のわかるものか。	☐
	13	緊急時連絡先がわかるものか。	☐
換気回数の算出根拠	14	換気回数が4回以上となり、根拠資料が添付されているか。	☐
掲示板の写真、又はサンプル	15	掲示内容がわかるものか。	☐
	16	A3版(42cm×29.7cm)以上の掲示板を設置するか。	☐
	17	基準に基づき適切な内容を記載しているか(府HP様式を用いているか。)	☐
薬液使用量の算出根拠	18	石綿の除去面積、養生面積、使用薬剤の必要量等から計算し、根拠資料が添付されているか。	☐
集じん機、フィルター、使用薬剤等根拠資料としてのパンフレット等	19	添付されているか(写しでも可)。	☐
産廃許可証の写し	20	許可種別、許可の期間が適合しているか。	☐
調査者等に該当することの証明書の写し(令和5年10月)	21	建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づく講習を受講した登録実施機関から発行された講習修了証であるか。(一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者)	☐
	22	義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者(事前調査を行う時点においても同協会に登録)については、当該協会から発行された登録証であるか。	☐
	23	石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有建材の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実施経験を積んだ一般調査者であるか。	☐
	24	一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部以外の事前調査の場合に、一戸建て等調査者以外のものが調査しているか。	☐
実施状況(確認作業)の記録	25	①集じん・排気装置の移動、②負圧の維持、③粉じん計による集じん・排気装置の正常稼働の確認における、確認年月日、方法、確認者、結果(確認の結果に基づいて、補修等もした場合はその内容も)を記録することとなっているか。	☐
作業結果の記録・報告	26	作業が完了したときは、その結果を発注者に書面で報告するとともに、作業の記録を作成することとなっているか。	☐

## ■【隔離養生による除去の場合】 作業基準

項目	NO.	審査事項	チェック欄
天井板の撤去	27	隔離養生後に天井板の撤去を行うか。その場合、飛散防止措置が取られているか。	二
作業場の隔離、前室の設置	28	作業場が隔離(又は養生)されているか。	二
	29	前室が設置されているか。	二
	30	隔離用のシートの材質及び厚さは適切か(壁は0.08mm以上、床は0.15mm以上)。	二
作業場・前室の負圧確保 (集じん・排気装置の使用)	31	負圧が確保できているか。(計算書により、目安として、1時間当たりの換気回数が4回以上) ※設置個数。場所、排気能力は適切か。	二
	32	集じん排気装置にJISZ8122のHEPAフィルタ(0.3 $\mu$ mの粒子の捕集効率99.97%以上)が付けられているか。	二
集じん・排気装置の稼働の確認	33	除去を行う初日の作業開始前に集じん・排気装置を使用する場所における正常稼働することを確認するか。 ※スモークテスターの使用やフィルタの点検等が定められているか。	二
	34	上記確認にて異常のときは装置の補修等の必要な措置を講じるか。	二
	35	集じん排気装置は作業場入り口の対角に設置しているか。(対角ではない場合、ショートパスが生じる恐れはないか)	□
負圧の維持の確認	36	除去作業の開始前及び中断時に作業場・前室が負圧に保たれることを確認するか。 ※マンメーター等による点検等が定められているか。	二
	37	上記確認にて異常のときは装置の補修等の必要な措置を講じるか。	二
湿潤化(薬液等の種類)	38	使用する薬剤(湿潤化)は適切か(JIS等の規格及び製品名がわかるか)。	二
	39	薬液使用量を計算しているか。	二
粉じん計による集じん・排気装置の正常稼働の確認	40	除去を行う初日の作業開始後速やかに、及び除去を行う日の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、デジタル粉じん計による粉じん測定を実施し、正常稼働することを確認するか。	二
	41	上記確認にて異常のときは装置の補修等の必要な措置を講じるか。	二
実施状況の記録・保存	42	施工の分担に応じて、排出等作業の実施状況(①集じん・排気装置の稼働の確認、②負圧の維持の確認、③粉じん計による集じん・排気装置の正常稼働の確認について、確認年月日、方法、結果(確認の結果に基づいて、補修等もした場合はその内容)、確認者を含む)を記録し、工事が終了するまでの間保存をするか。	二
	43	負圧は前室、作業場分けて記録するか。集じん装置が複数台設置される場合は、デジタル粉じん計測定結果を集じん装置ごとに記録するか。	□
記録の確認	44	元請業者は、各下請負人が作成した記録により作業計画に基づき、適切に行われていることを確認するか。	二
除去後の確認	45	除去等の完了後(隔離をしたときは、当該隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者が目視で確認するか。	二
作業結果の報告・記録	46	作業に関する結果を発注者に報告し、記録を作成するか。	二
隔離、養生の解除	47	建築材料を除去した部分に薬剤(飛散抑制)を散布するか。	□
	48	隔離を解くに当たって、清掃その他の特定粉じんの処理を行うか。	二
	49	特定粉じんが大気中へ排出され、または飛散する恐れがないことを確認するか。	□
排水の適切な措置	50	措置の方法、処理装置の能力、処理効率、散水量の最大値等が記入されているか。 養生シートや養生テープは耐水か。	□
その他工法の場合(グローブバック等)	51	隔離養生と同等以上の効果を有する措置か。	□

## 届出事前チェックリスト④-2【大気汚染防止法 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

## ■【配管エルボ等(断熱材・保温材)の除去の場合】 添付書類

項目	NO.	審査事項	チェック欄
付近の見取り図	1	最寄りの交差点や駅等からの道筋がわかるものか。	☐
	2	掲示板の設置場所が示されているか。	☑
	3	掲示板の設置場所は公衆の見やすい場所か。	☑
排出等作業の対象建築物等の部分の見取り図	4	添付されているか。主要寸法、石綿使用建築材料の使用箇所が記入されているか。	☐
石綿使用面積の計算書	5	計算の根拠が添付されているか。	☐
解体等作業計画	6	作業基準の内容が記載されているか。	☐
	7	作業計画、作業記録を作成することとしているか。	☑
	8	作業中の確認及び作業後の確認をすることになっているか。	☑
工程表	9	添付されているか。届出鑑、別紙の期間と相違ないか。	☑
組織図	10	各業者の関与関係のわかるものか。	☐
	11	緊急時連絡先がわかるものか。	☐
掲示板の写真、又はサンプル	12	掲示内容がわかるものか。	☐
	13	A3版(42cm×29.7cm)以上の掲示板を設置するか。	☐
	14	基準に基づき適切な内容を記載しているか(府HP様式を用いているか。)	☐
薬液使用量の算出根拠	15	石綿の除去面積、養生面積、使用薬剤の必要量等から計算し、根拠資料が添付されているか。	☐
使用薬剤等根拠資料としてのパンフレット等	16	添付されているか(写しでも可)。	☐
産廃許可証の写し	17	許可種別、許可の期間が適合しているか。	☐
調査者等に該当することを証明書の写し(令和5年10月～)	18	建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づく講習を受講した登録実施機関から発行された講習修了証であるか。(一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者)	☐
	19	義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者(事前調査を行う時点においても同協会に登録)については、当該協会から発行された登録証であるか。	☐
	20	石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有建材の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実験経験を積んだ一般調査者であるか。	☐
	21	一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部以外の事前調査の場合に、一戸建て等調査者以外のものが調査しているか。	☐
作業結果の記録・報告	22	作業が完了したときは、その結果を発注者に書面で報告するとともに、作業の記録を作成することとなっているか。	☐

## ■【配管エルボ等(断熱材・保温材)の除去の場合】 作業基準

項目	NO.	審査事項	チェック欄
実施状況の記録・保存	23	施工の分担に応じて、排出等作業の実施状況を記録し、工事が終了するまでの間保存をするか。	☐
記録の確認	24	元請業者は、各下請負人が作成した記録により作業計画に基づき、適切に行われていることを確認するか。	☐
作業結果の報告・記録	25	作業に関する結果を発注者に報告し、記録を作成するか。	☐
除去後の確認	26	除去等の完了後(隔離をしたときは、当該隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者が目視で確認するか。	☑
除去後の清掃その他の処理	27	除去後に、養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うか。	☑
養生について	28	除去を行う部分の周辺を事前に養生しているのか。	☐
湿潤化(薬液等の種類)について	29	除去部を薬液等を用いて湿潤化するか。	☑
	30	使用する薬剤等は適切か(JIS等の規格及び製品名等がわかるか)。	☐
	31	薬液使用量の計算書(計算根拠)があるか。	☐
隔離、養生の解除	32	建築材料を除去した部分に薬剤(飛散抑制)を散布するか。	☑
排水の適切な措置	33	措置の方法、処理装置の能力、処理効率、散水量の最大値等が記入されているか。	☑
上記作業基準以外の方法をとる場合	34	上記と同等以上の措置であるか。	☑